

今次改定では努力規定にとどまる

協会 厚労省に義務化撤廃を求め要求実現

【抗菌薬使用制限緊急アンケート結果から】

図1 急性気道感染症に対する薬剤耐性対策として、必要のない抗菌薬の使用を減らす取り組みについて

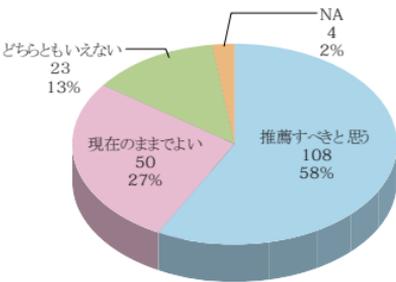
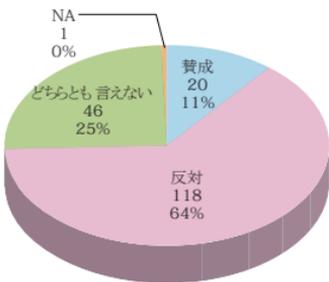


図2 「抗微生物薬適正使用の手引き」に従った診療を診療報酬の算定要件とすることについて



2016年、厚生労働省は薬剤耐性（AMR）対策アクションプランを策定し、2020年までに抗菌薬の使用量を3分の2に削減する目標を立てました。この目標を具

現化するために、2017年6月「抗微生物薬適正使用の手引き 第一版」（以下、「手引き」）が作成されました。2018年4月の診療報酬改定ではAMR対策を推進するための施策として、地域包括診療加算等の算定要件に「手引き」に即した治療手順等、抗菌薬の適正使用に資する診療を行うことが中医協個別改

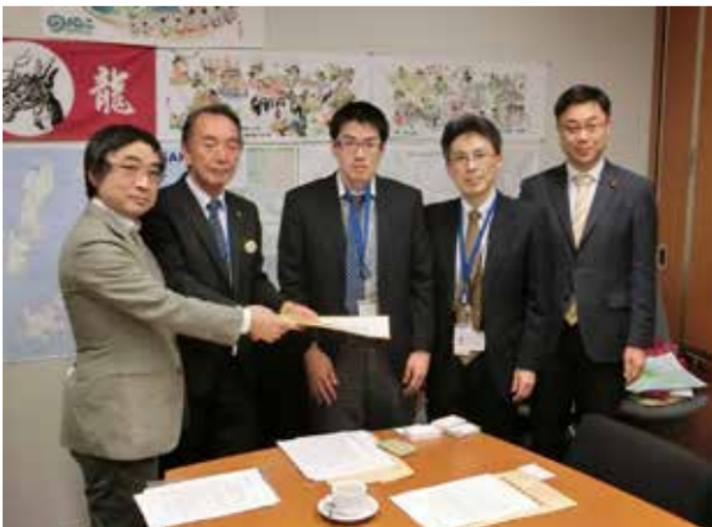
定項目に示されました。これを受けて、協会では1月30日～2月1日に会員を対象としたアンケート調査を行い、185医療機関から回答を得ました。

急性気道感染症に対するAMR対策として、必要のない抗菌薬を減らす取り組みについて、58%が「推進すべきと思う」と回答し、「現在のままでよい」は27%に留まりました（図1）。その一方で、「手引き」に従って抗菌薬を使用しなかった結果として疾病が重症化する危険性について、61%が「危険性がある」と回答し、「手引き」に従った診療を診療報酬の算定要件とすることについては64%が「反対」と回答しました（図2）。

2月27日、協会では秋野公造参議院議員のご尽力で厚生労働省と本アンケートの結果をもとに懇談を行い、保団連から「手引き」を診療報酬の算定要件に追加しないことを求める要望書を提出しました。

その結果、再診療の地域包括診療加算、認知症地域包括診療加算、地域包括診療料、認知症地域包括診療料、小児科外来診療料及び小児かかりつけ診療料の算定要件の文言が修正され、「手引き」を参考に抗菌薬の適正使用の普及啓発に資する取り組みを行うことが追加されました。同じ算定要件でも「即した」という義務規定から、「参考に」という努力規定に変わったことは、大きな成果であると言えます。

（本田孝也記）



秋野公造参議院議員（右端）と要望書を提出する本田会長（左端）、住江保団連会長（左から2番目）